

北海道養護教員会ホームページ管理規則

(目的)

第1条 この規則は、北海道養護教員会ホームページ（以下 HP という）の運営管理に関する基本事項を定め、北海道養護教員会の情報化を推進すると共に、養護教諭の職務に活用できる HP の適正かつ効率的な運用を確保する。

(管理者)

第2条 管理者は、北海道養護教員会会長とする。

(運営管理規則)

第3条 北海道養護教員会会長は、HP に掲載された情報について責任を負う。

第4条 北海道養護教員会会長は、情報管理の適正を図るために HP 担当をおく。

(HP 担当の職務)

第5条 HP 担当は、HP の作成と更新を行う。

第6条 HP 担当は、北海道養護教員会会員及び児童生徒のプライバシー、著作権等の保護を行い、情報公開前には会長の許可を得る等、情報の管理を厳重に行う。

(HP 担当の選出及び任期)

第7条 HP 担当は、北海道養護教員会会員から選出する。

第8条 HP 担当の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(情報の掲載)

第9条 本部からの情報や各支部からの情報は、HP 担当の責任において掲載することができる。

- 2 前項以外の情報（リンクを含む）を掲載する場合は、北海道養護教員会会長の承認を得るものとする。

(情報の掲載上の注意事項)

第10条 次の各項に掲げる内容と思われる記事や関連記事へのリンクを HP に掲載してはならない。

- (1) 人権及びプライバシーを侵害する内容
- (2) 著作権を詐称する内容
- (3) 他を詐称・誹謗中傷する内容
- (4) 他に不利益を与える内容
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 政治、宗教上の宣伝勧誘など、教育にふさわしくない内容
- (7) その他、本 HP の目的に合致しない内容

(管理規則改訂について)

第11条 管理規則改訂時は、支部長研修会又は総会で承認された上で改訂する。

附 則 本規則は、令和5年2月18日より施行する。